

投・開票予定日
10月6日(日)

仙北市長選挙

仙北市議会議員補欠選挙

仙北市長選挙・仙北市議会議員補欠選挙 平成25年9月29日(日)告示、平成25年10月6日(日)投開票の予定です。
 ・投票…午前7時から午後7時まで(市内21投票所)
 ・開票…午後8時30分から(角館交流センター)



選挙権の要件

次の条件をすべて満たし、選挙人名簿に登録されている方
 年齢：平成5年10月7日以前に生まれた方
 ※修学等により市外に居住している学生の方は投票できません。
 住所：平成25年6月28日以前から引き続き仙北市に住んでいて、住民基本台帳に登録されている方

投票所

投票所は、下記のとおりです。入場券が届きましたら、投票場所を必ず確認してください。

☎ 仙北市選挙管理委員会
43-1150

| 西木地区 | | 角館地区 | | | | | 田沢湖地区 | | | | | 投票区 | 投票所 | | | | | |
|------|---------------------|-------|-----------|----------|----------|-------|----------|----------|-----------|------|------------|-------------|------------|---------|-------------|-------|------|----------|
| 上桧木内 | 紙風船館 | 白岩 | 西長野 | 雲沢 | 中川 | 西 | 東 | 南 | 北 | 卒田 | 梅沢 | 神代 | 岡崎 | 瀧 | 生保内 | 武蔵野 | 石神 | 田沢 |
| 西明寺北 | 西木総合健康増進センター(吉田体育館) | 白岩小学校 | 西長野交流センター | 雲沢集落センター | 中川集落センター | 角館小学校 | 角館交流センター | 市立角館総合病院 | 仙北市役所角館庁舎 | 卒田会館 | 森腰構造改善センター | 田沢湖福祉医療センター | 岡崎生活総合センター | 瀧文化センター | 田沢湖健康増進センター | 武蔵野会館 | 石神会館 | 田沢交流センター |
| 西明寺南 | 西木総合開発センター | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※西投票区は、角館小学校に変更になっていますので、ご注意ください。
 ※桧木内投票区は、西木総合健康増進センター(吉田体育館)に変更になっていますので、ご注意ください。



期日前・不在者投票のできる期間(予定)
9月30日(月)～10月5日(土)

| 投票所 | 投票時間 |
|--------------------------|--|
| 田沢湖庁舎 角館庁舎 西木庁舎 | 午前8時30分～ 午後8時 |
| 田沢出張所 神代出張所 桧木内出張所 | 午前8時30分～ 午後5時 ※各出張所は投票時間が午後5時で終了します。 |

①期日前投票は、お住まいの地域に係なく次の6投票所いずれでも投票できます。

※入場券がお手元に届いている場合は、入場券裏面の「期日前投票宣誓書兼請求書」にあらかじめ所要事項を記入のうえ、投票時にご持参ください。
 ②滞在先(出稼ぎ等)で不在者投票を行う場合は、お早めに請求してください。(仙北市役所各庁舎・出張所の窓口)に9月24日(火)から請求書を準備しています。
 ③病院等の指定施設に入院・入所されている場合は、施設の担当者におたずねください。
 ④郵便による不在者投票(郵便投票証明書をお持ちの方)は、10月2日(水)までに請求してください。

郵便等による不在者投票について

身体に重度の障がいがあり、次の要件にあてはまる方は、所定の手続きで郵便等による不在者投票ができます。あらかじめ、当選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要がありますので、ご注意ください。

| | |
|---------------------------------------|--------------|
| 1. 身体障害者手帳に次のいずれかの障がい記載されている方 | 1級または2級 |
| 両下肢、体幹、移動機能の障がい | 1級または2級 |
| 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい | 1級または3級 |
| 免疫、肝臓の障がい | 1級から3級まで |
| 2. 戦傷病者手帳にいずれかの障がい記載されている方 | |
| 両下肢、体幹の障がい | 特別項症から第2項症まで |
| 内臓機能の障がい | 特別項症から第3項症まで |
| 3. 介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている方 | |

インターネットを使った選挙運動ができるようになりました



①有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動が可能となりますが、電子メール(SMTP方式や電話番号方式)を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
 ②候補者・政党等は、ウェブサイト等や電子メールを利用した選挙運動が可能になります。
 (注)
 ・選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得または得させるために、直接または間接に有利な行為のことです。
 ・選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができます。
 ・未成年者等は選挙運動をすることができません。

■詳しくは総務省 HP をご覧ください。http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html